

教育問題の構造と本質(1)

—教育荒廃の数量的分析—

山下 祐志*

Structure and Essence of Educational Problems (1)

—Quantitative Analysis of Educational Chaos—

Yuji Yamashita

Abstract

In recent years especially education has come to be discussed hard. It is because of the serious problems, such as unexpected delinquency, violence, drop-outs of students. The plan of "educational reforms" by the Nakasone Cabinet has just begun, so these educational problems are beginning to move from our talk at home to the stage of politics.

But to the one-sided opinions of the chaos in education, the next question is heard. "Is education so chaotic?" Those who work for the press have the next regret, too. "In dealing with educational problems we are likely to sensationalize them and not to report the essence of them."

So in this paper we tried to analyse the realities and causes of juvenile delinquency, considering the previous questions and regret and referring to the statistical data. As a result it is made clear that the number of juvenile delinquency is not so large as a whole but has been increasing year by year and the number of latent students who have the possibility of it is quite large. That's why the whole educational environment of the youth has had the stronger induction into delinquency but its deterrent to it has become weaker.

1. はじめに

「文化と教育に関する懇談会報告書」¹⁾にみられるように、近年、特に教育が鋭く問われ出してきた直接のきっかけは、思いもかけない生徒の非行、暴行、落ちこぼれなどの深刻な現象である。そしてこれらの現象が決して一過性のものではないことが、マスコミ等を介して次々に指摘され明らかにされてきた。折りしも中曽根内閣の「教育改革」路線が発表され²⁾これらの教育問題は、私達の茶の間の話題から政治の問題へ舞台が移行しつつある。

キルパトリックは、「諸制度というものは社会の必要

に応じるものであり、制度はその影響を受けているすべての人に、あらゆる点から考察してよりよく生活をなさしめるものである。……その制度から必然的に生じる、経費、労力、困惑という不利益よりも、その総合的な利益の方が凌駕すれば、それがその制度の正当性の検証となる」³⁾と述べている。私達は一部の知識人や利益団体の人々による安易な改革を許すべきではない。しかし、「教育の現状を何とかしなければ……」というのは多くの国民の願いであり、また、「変遷する社会は不断に発達する制度を必要としている」⁴⁾

したがって、我が国の戦後教育を根底からくつがえす抜本的な改革が必要なのか、それとも部分的な手直しを必要としているのか、あるいは現行制度をさらに財政的、人的にバックアップし、内容の充実・深化を推進すべき

* 宇部工業高等専門学校社会教室

なのかは、慎重な議論を要する問題である。また、「義務教育年限の変更や学校階梯の再編成といった外的制度的な変化は、それ自体で学校教育の中味、そこでの教育実践の在り方の変革にまで直接的な効果をもつ万能薬ではない」⁵⁾から、教育改革は制度のみでなく、教育の実践面にまで考察を加えなければならない。これらの課題に 대응するためには、まず、「教育改革の必要に迫られている教育問題とは何か」、「なぜ教育問題が生じるのか」など、教育問題の構造と本質を明らかにする必要がある。

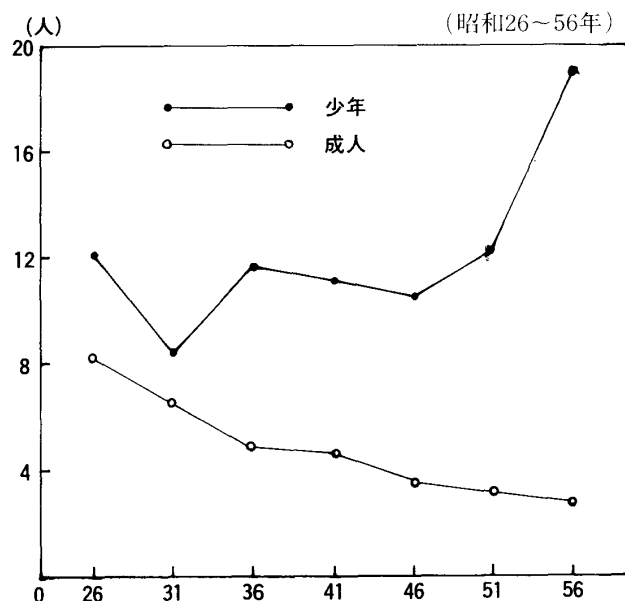
ところが、多くの一方通行的な教育荒廃論の大合唱の中で、次のような疑問も寄せられている。「教育の荒廃と言うけれども、はたして、それほど荒廃しているのだろうか。荒廃しているとニュースを流されると、ニュースになるほど特別な例なのだと言うことを忘れ、あたかも、それが一般的な状況であるかのように思い込み、浮き足だつて教育に知育以外の価値観を過大に紛れ込ませようとする人々の思惑にのせられているのではないのか」⁶⁾同様に、マスコミ関係者からも次のような反省がなされている。「私たちテレビマンは、教育問題をあつかう場合にも、ややもするとセンセーショナルリズムに走りすぎ、問題の本質を冷静に報道するというよりは、ホットな事件に群がったり、極端な意見をおもしろがったりする傾向なしとしない」⁷⁾

そこで本稿では、これらの疑問や反省をふまえて、『犯罪白書』と『青少年白書』の統計資料を中心として、「少年非行の動向と特質」及び「少年非行の背景と要因」を数量的に分析してみたい。そして、その作業を通して、教育の荒廃している「箇所」を浮きぼりにしてみたいと思う。

2. 少年非行の動向と特質

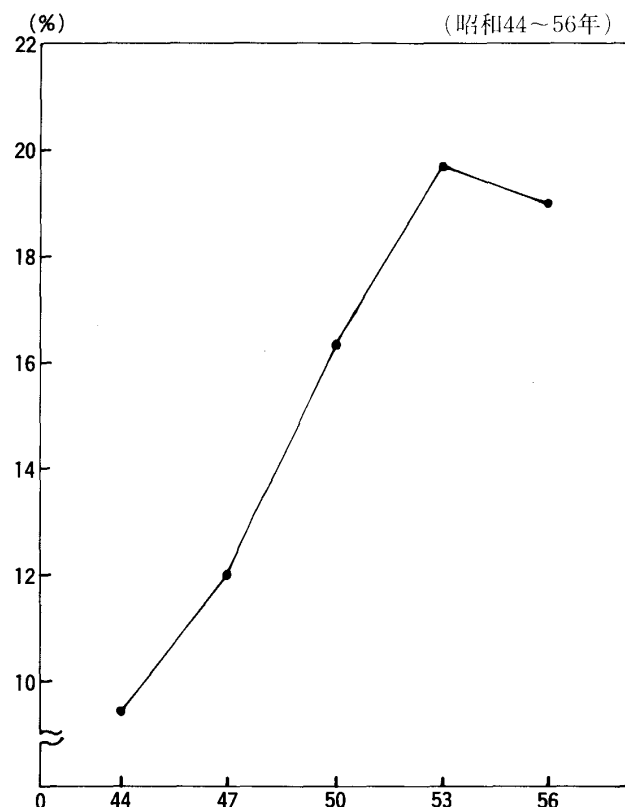
一般に私達が教育荒廃という場合、それは青少年の非行問題から親・子・教師の人間関係の問題、さらには社会の教育環境の問題までさまざまである。しかもそれぞれが密接な関わりをもっており、「教育の荒廃である」と規定する基準もまちまちであるから、具体的に教育荒廃の元凶を指摘することは難しい。まして、教育自体が本来的にパラドックス、不合理、矛盾を内在しており、教育に「完全にうまくいっている」状態はありえず、顕在的にあるいは潜在的に常に教育問題は生じている⁸⁾したがって、教育問題即教育荒廃を意味しない。そこで本

図1 刑法犯少年の人口比の推移



資料出所 法務省法務総合研究所編「犯罪白書」より作成

図2 刑法犯少年の女子比の推移



資料出所 「犯罪白書」より作成

節では、誰もが教育の荒廃として認め、取り組むべき課題としている「少年の刑法犯」の動向と特質をみている。

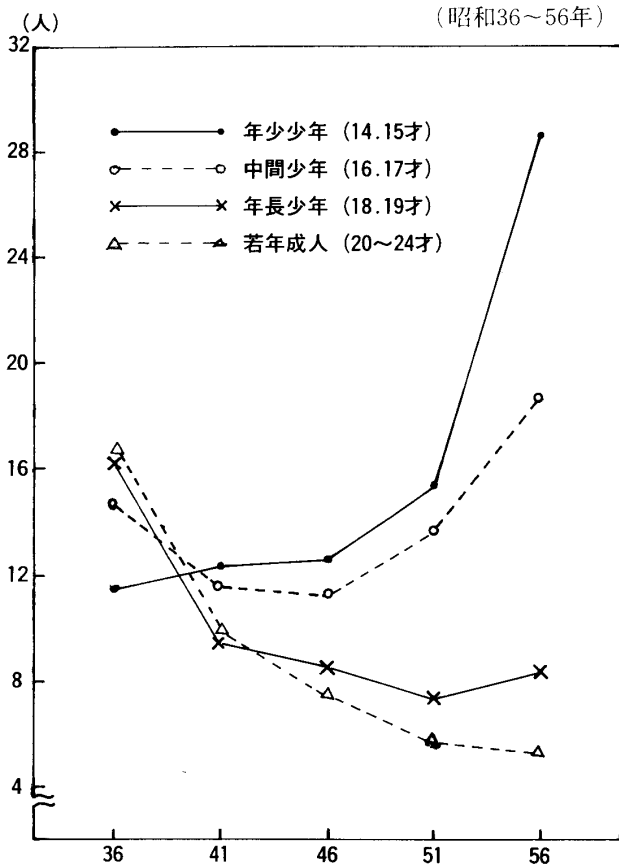
(1) 非行の量的動向

図1は、昭和26年以降の交通関係業務上過失致死傷害を除く少年刑法犯検挙人員の推移を、人口比（14歳以上20歳未満の少年人口1,000人に対する検挙人員の比率）について成人と対比したものである。これによると、成人の刑法犯が一貫して減少しているのに対し、少年の刑法犯は50年代に入り急増している。

図2は、昭和44年以降の少年刑法犯（交通を除く）の女子比の推移をみたものである。これから、近年の少年非行の増加に、女子の非行化が大いに関係していることがわかる。

(2) 非行の年齢的動向

図3 年齢層別人口比の推移



資料出所 「犯罪白書」より作成

図3は、昭和36年以降の少年刑法犯（交通を除く）の年齢層別検挙人員の推移を、各層の人口比で若年成人と対比したものである。これによると、年少少年と中間少年は増加、年長少年と若年成人は減少している。特に50年代に入り年少少年の増加が著しく、そのため、36年に

表1 罪種別検挙人員の推移

(昭和30~56年)

罪種	年度	30	41	46	51	56
凶悪犯		4,571	6,628	3,380	1,801	2,015
粗暴犯		18,167	40,963	22,734	17,053	25,078
窃盗犯		58,458	88,856	73,657	87,295	139,347
知能犯		5,869	2,573	1,575	4,175	12,510
風俗犯		420	1,525	916	691	736

資料出所、「犯罪白書」より作成

(注)昭和30~46年の風俗犯はわいせつのみ

表2 窃盗犯の動機別構成比の推移

(昭和52~56年)

動機	年度	52年	54年	56年
利欲型		64.9%	66.1%	61.8%
遊び型		19.6%	24.3%	30.2%
困窮・生活苦型		1.3%	0.8%	0.8%

資料出所 「犯罪白書」より作成

は年齢層の高い順に犯罪出現率は高かったが、56年には全く逆の結果になっている。これから、近年の少年非行の低年齢化がわかる。

(3) 非行の内容的動向

表1は、昭和30年以降の主要刑法犯⁹⁾少年の罪種別検挙人員の推移をみたものである。これによると、特に窃盗犯の増加が著しく、56年の全主要刑法犯少年の77.6%を占めている。また知能犯、粗暴犯も増加しているが、凶悪犯は30年に比べて半減している。

表2は、少年刑法犯の圧倒的多数を占める窃盗犯の動機別構成比の推移をみたものである。利欲の動機がやはり多いが、遊び型の比率が高まっており、困窮・生活苦による窃盗は皆無に近くなっている。また、校内暴力事件の原因・動機をみると、「注意あるいは厳しいしつけへの反発・仕返し」が全体の4分の3を占めており、次いで「威勢を誇示するため」が12.4%となっている¹⁰⁾同様に、家庭内暴力事件の原因・動機をみると、「しつけ等親の態度に反発して」が45.9%で最も多く、次いで万引等の「非行をとがめられて」の18.0%、バイク等の「物品購入の要求が受け入れられずに」の15.7%の順となっている¹¹⁾

これらから、近年の少年非行は享乐的・短絡的に安易に行なわれていることがわかり、その原因を少年の精神

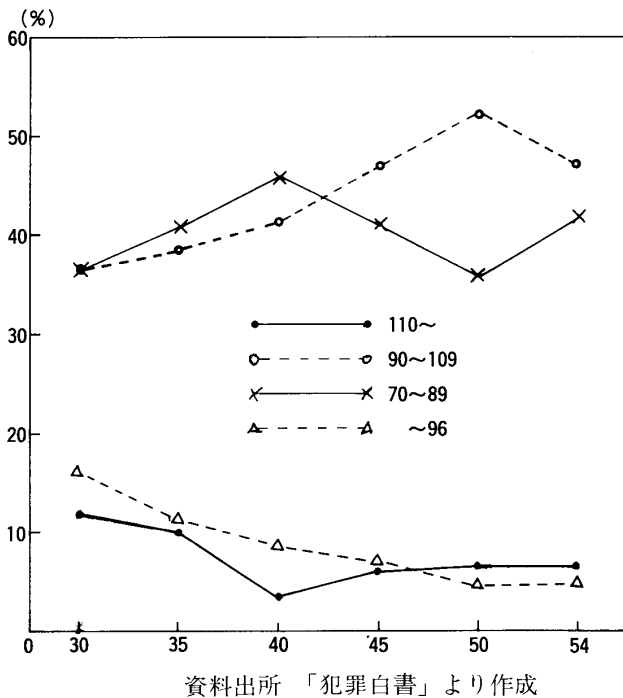
的未熟に求めることもできる。

(4) 非行の個別的動向

図4は、昭和30年以降における家庭裁判所関係鑑別終了少年の、知能指数段階別構成比の推移をみたものである。これによると、知能が中以上の者 (IQ 90以上) が半数を占めている。したがって学力の落ちこぼれが非行要因の一角であるとしても (校内暴力を振るった生徒の学業成績をみると下位の者85.3%)¹²⁾ それは必ずしも能

図4 知能指数段階別構成比の推移

(昭和30~54年)



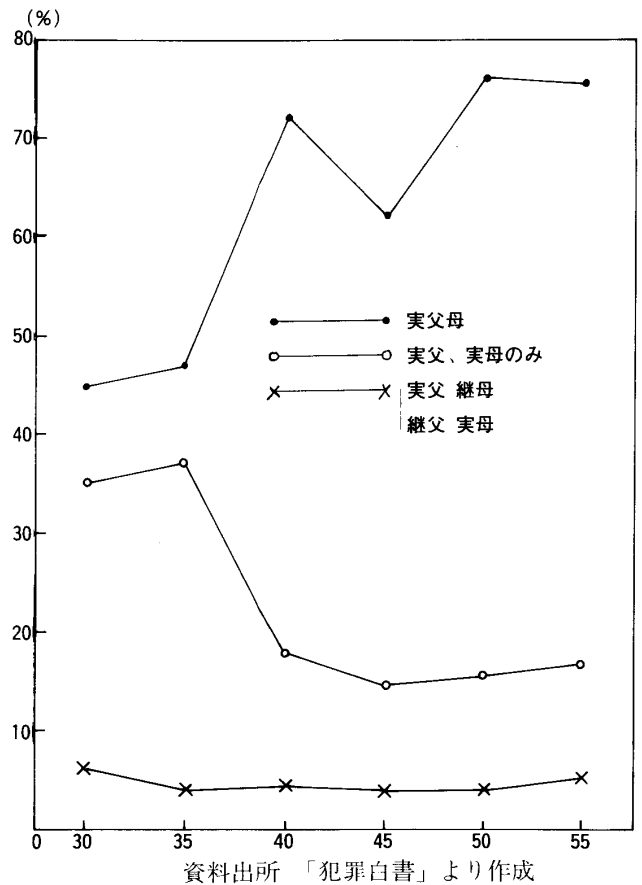
力不足のせいではない。しかし50年代に入り、IQが中以下の者の比率が高まっていることから、学習内容等の検討も必要であろう。

少年非行の背景として、貧困家庭や欠損家庭の問題が古くから注目されてきた。しかし図5、図6にみられるように、近年の少年非行は実父母が揃い、経済的にも中流層の家庭が大半を占めており、貧困や欠損家庭が直接に非行の原因となることは少なくなっている。むしろ図7、図8、図9にみられるように、家庭の養育態度や人間関係に原因が求められる。

図7から、56年の非行少年家庭で養育態度に「問題あり」が約85%を占めており、特に非行と家庭教育との相関性の強さを示している。同じく図7から、近年、放任

図5 保護者の状況別構成比の推移

(昭和30~55年)



の比率が低下し、代わって溺愛・過保護、厳格・過干渉の比率が高まっており、「誤った教育熱心」がみられる。また図8から、父親の放任と母親の過保護、過干渉の組み合わせ家庭が多いことがわかる。このケースは、父親不在型の一般サラリーマン家庭に多くみられ、このことが全国的な非行の一般化現象と増発化に大いに関係していると考えられる。

(5) 特殊な非行の動向

図10、図11は、シンナー及び覚せい剤等の薬物濫用少年の学・職別構成比の推移をみたものである。図10から、近年、中学生及び無職少年の比率が上昇し、逆に高校生は下降している。その結果、構成比の上で中学生及び無職少年が高校生を逆転した。図11から、覚せい剤事犯の構成比は有職少年の比率がやや上昇しているが、全体的には大きな変動はみられない。しかし実際の検挙人員をみると、表3、表4のようにいずれも増加している。

ところで、これらの構成比に占める有職・無職少年の比率が、それぞれ56年に64.6%、91.6%になっているが、

図6 保護者の経済状況別構成比の推移

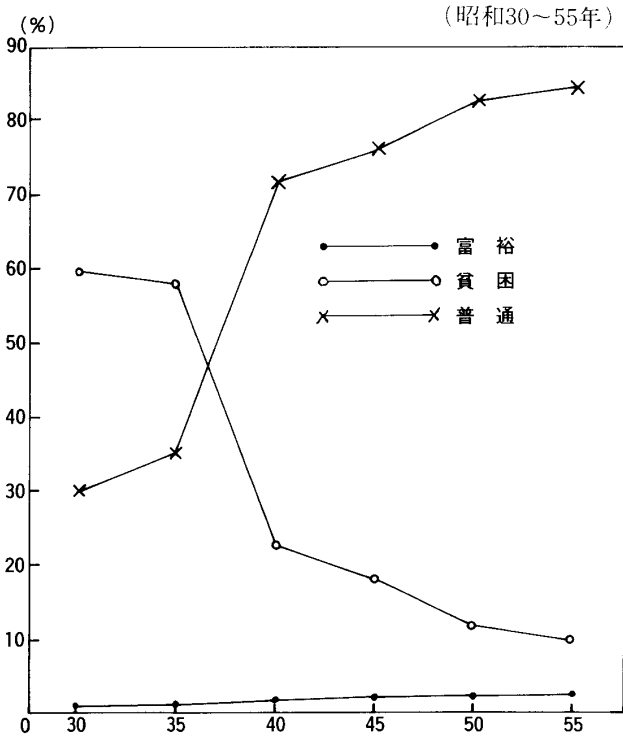


図8 両親の養育態度

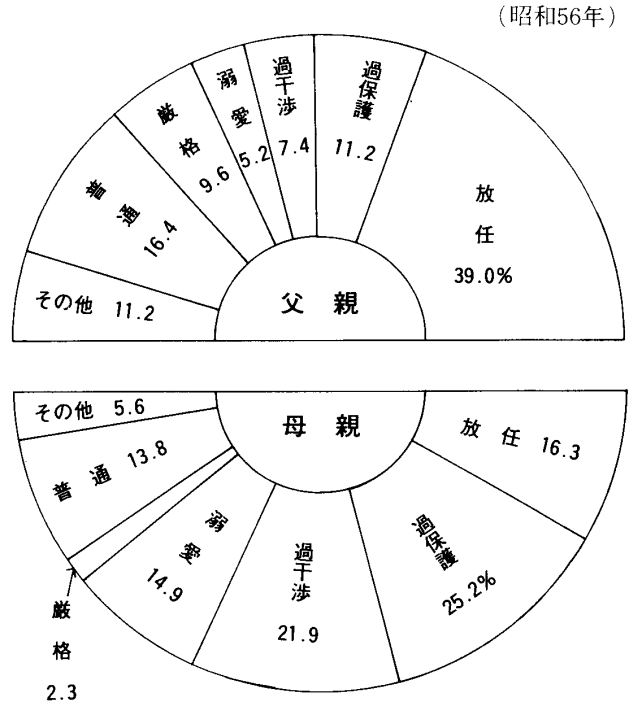


図7 保護者の養育態度別構成比の推移

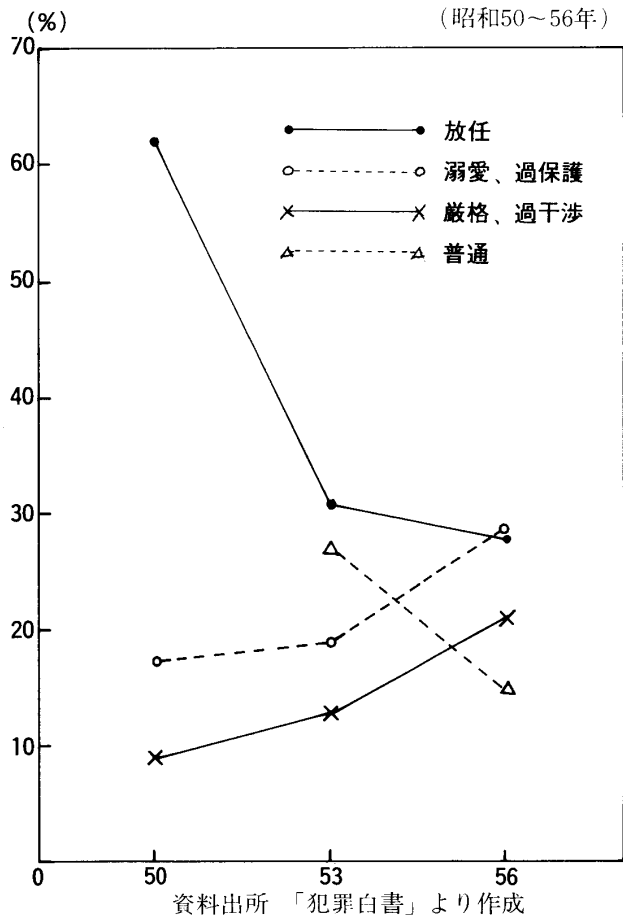
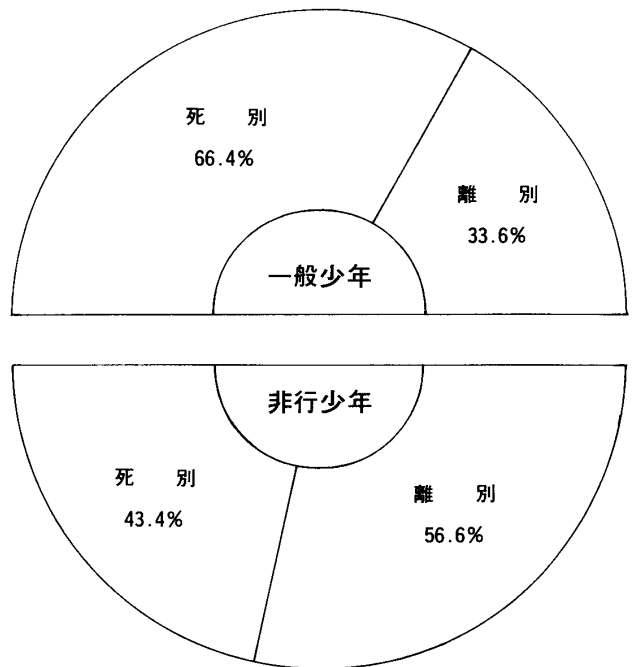


図9 両親の欠損理由



この年齢層の構成からみると異常に高い数値である。特に覚せい剤については暴力団とのつながりが想定され、この立場から見れば、高校全入運動は意味がある。次に校内暴力事件の状況のみをみる。

図10 シンナー等濫用少年の学・職別構成比の推移
(昭和44~56年)

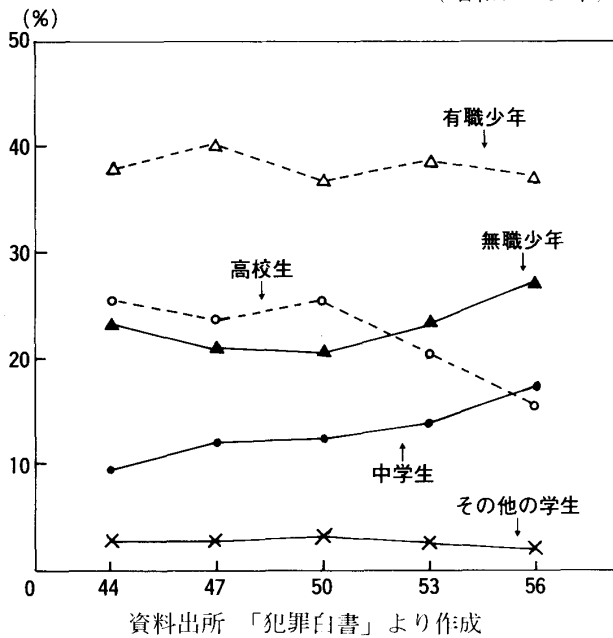


図11 覚せい剤事犯少年の学・職別構成比の推移
(昭和52~56年)

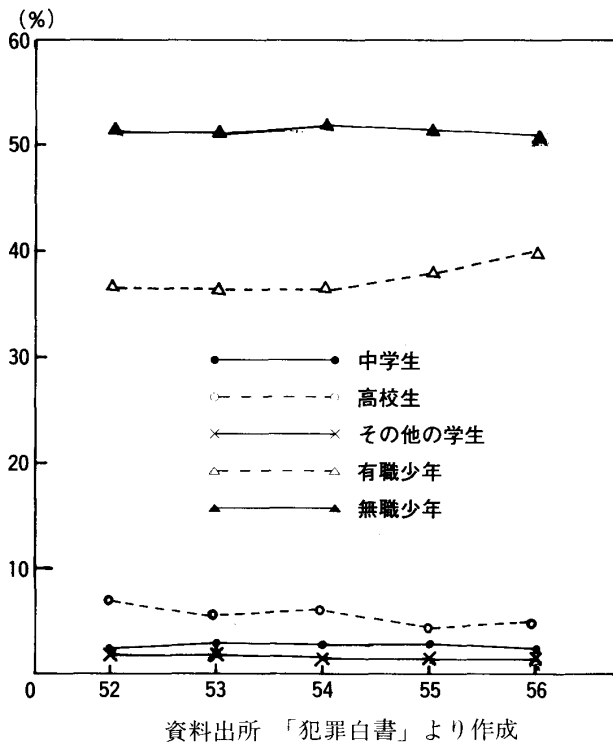


図12は、昭和50年以降の校内暴力事件の動向を、50年の補導人員(中学生4506人、高校生2379人)を100として、中・高校生を指数で対比したものである。これから、中学生が急増しているのに対し高校生は減少しており、校内暴力は中学校において顕著であることがわかる。

表3 シンナー等濫用少年の学・職別検挙人員

	昭和43年	昭和56年
中 学 生	2,084人	7,568人
高 校 生	6,408	6,792
そ の 他 の 学 生	441	1,083
有 職 少 年	6,733	16,401
無 職 少 年	5,146	11,692

資料出所「犯罪白書」より作成

表4 覚せい剤事犯少年の学・職別検挙人員

	昭和52年	昭和56年
中 学 生	20人	54人
高 校 生	56	127
そ の 他 の 学 生	18	35
有 職 少 年	299	1,039
無 職 少 年	423	1,320

資料出所「犯罪白書」より作成

図13は、図12と同じ方法で50年以降の対教師暴力事件の動向をみたものである。50年と56年を比べると、実に中学生は6.4倍、1302人の増加、高校生は2人増の70人である。この結果、56年における中学生と高校生の比率は中学生が96%を占め、教師に対する暴力事件は中学校に集中してきている。

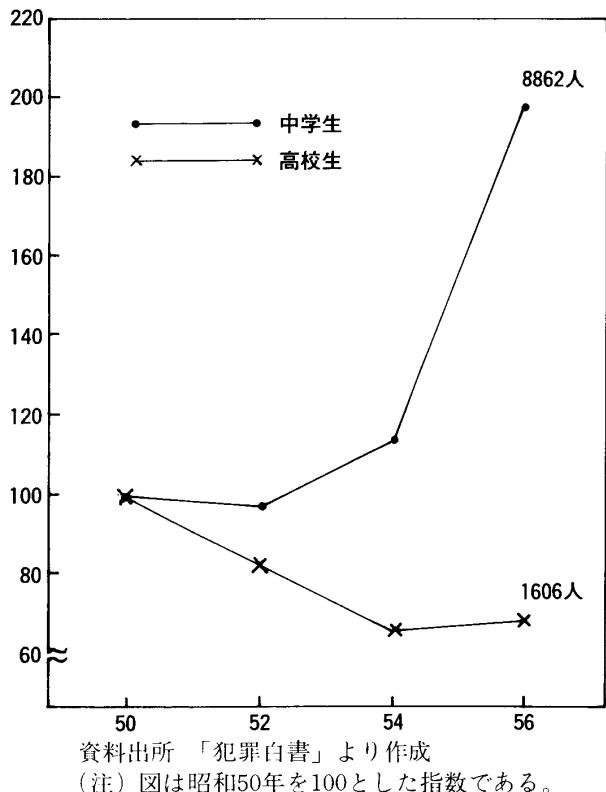
図14は、校内暴力事件の地域別構成比の動向をみたものである。52年には近畿地方が68.4%を占めていたが、その比率は年々低下し、代って東京及びその他の地方の比率が高まり、この種の事件の全国的な拡散傾向を示している。表5から、学校規模が大きくなるにつれて校内暴力の発生率が高まることがわかる。

また他の問題行動との関係について文部省の調査では、以前から怠学、授業妨害、無断外泊、家出、喫煙、粗暴行為、窃盗、シンナー乱用等の行動が見られるケースが多いと指摘しているが、その非行歴を見ると、過半数の者が以前に1回以上の非行歴を有し、9割近くの生徒は番長グループあるいはその他の校内不良グループに属している¹³⁾。そのためこの種の事件は、個人指導を含めた全体指導が必要であり、且つ学校だけでは対処しきれない大きな問題を含んでいる。

最後に、家庭内暴力事件の状況のみをみる。

家庭内暴力はすべて届け出られるわけではないので、実態の正確な把握には困難があるが、警察が把握したところは表6のとおりである。家庭内暴力少年には、家庭

図12 校内暴力事件の中・中高校生別補導人員の推移 (昭和50~56年)



内暴力のほかに登校拒否や非行を伴うケースも少なくない。しかも、他の非行を伴わない者(「家庭内暴力のみ」)

図13 対教師暴力事件の中・高校生別補導人員の推移 (昭和50~56年)

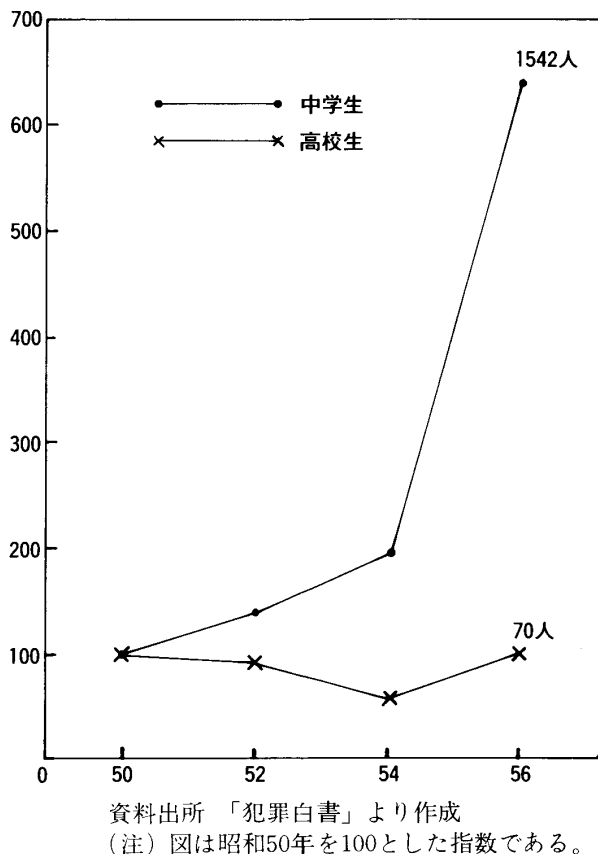


表5 学校規模別校内暴力発生率

発生校数/学校数

学級数	1~11	12~18	19~24	25~30	31~36	37~
%	5.7	14.8	24.8	30.8	35.8	44.6

資料出所、文部省教育施設部編「小・中過大規模についての調査」(昭和58年)

図14 校内暴力事件の地域別構成比の推移 (昭和52~55年)

(%)

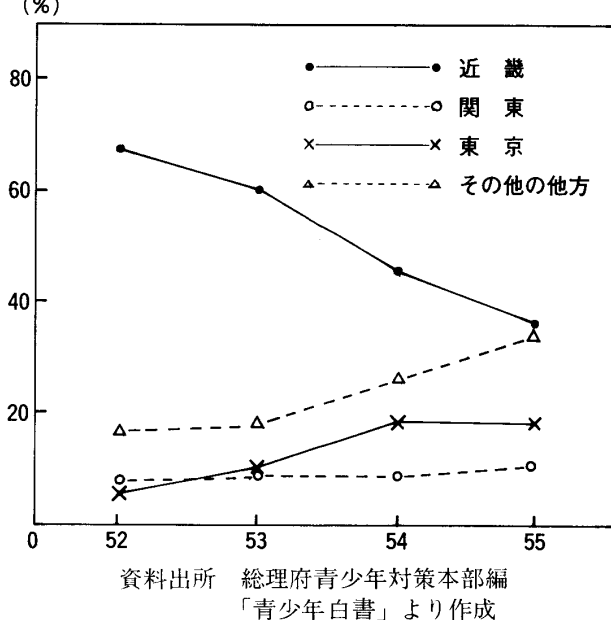


表6 家庭内暴力事件の類型別状況

(昭和55・56年)

	家庭内暴力のみ	家庭内暴力+登校拒否	家庭内暴力+登校拒否+非行	家庭内暴力+非行
55年	424件	178件	135件	288件
%	41.3	17.4	13.2	28.1
56年	507件	244件	110件	333件
%	42.5	20.4	9.2	27.9

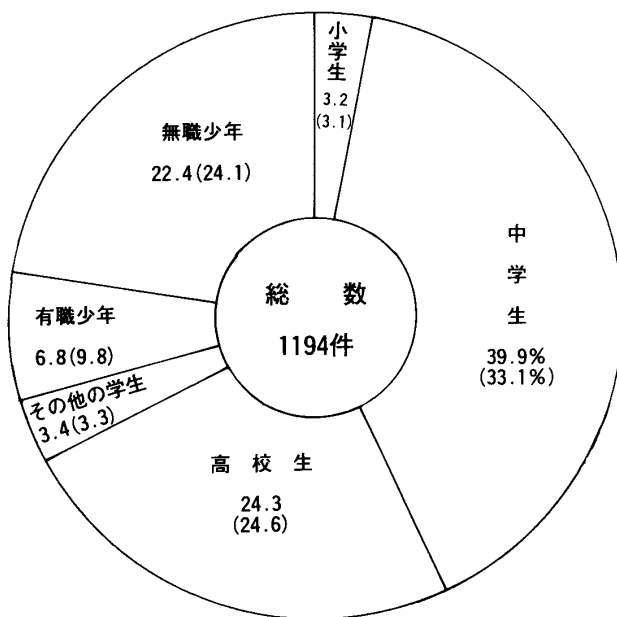
資料出所「青少年白書」より作成

及び「家庭内暴力+登校拒否」の性格特性は「神経質」、
「内向的」であり、「成績上位」で「まじめ」な者が比較的多く、¹⁴⁾ 非行を伴う家庭内暴力少年のそれとの間にかなりの相違がみられ、この種の事件を複雑なものにしている。図15から、学・職別では中学生が最も多いが、無職少年も22.4%となっており、この年齢層の構成からみると比率が相対的に高い。

なお家庭内暴力の初発時期を見ると、男女とも高校1年生が最も多いが、中学3年生までに47.9%が暴力を振るい始めており、高校2年以降に初発するケースは少なくなっている。親の養育態度を見ると、対教師暴力少年の72.8%が放任であるのに対し、家庭内暴力少年は64.3%が過保護、過干渉であり対照的である。そして暴

図15 家庭内暴力事件の学・職別構成比

(昭和56年)



資料出所 「犯罪白書」57年版より作成
(注) ()内は55年度の比率

力の背景として、親の期待過剰が20.9%で第1位にあがっている。また、第一反抗期が「なし」、
「不明確」な者が82%、父母の近所付き合いが「なし」、
「少ない」者が90.6%にも及び、家庭内暴力事件の遠因となっている。¹⁵⁾

3. 少年非行の背景と要因

前節でみたように、近年の少年非行は次のような特質を持っている。(1)増発化、(2)低年齢化、(3)享楽・短絡化、(4)一般化。そこで本節では、このような現象や傾向がな

ぜ生じたのか、その背景と要因を考察してみたい。

非行の背景・要因には、誘発的要因(青少年を非行に近付け、非行を誘発する要因)と抑止的要因(青少年を非行から遠ざけ、非行を抑止する要因)とがあり、両者の均衡が崩れた時に実際に非行が発生する。誘発的要因は、内的なもの(たとえば不満感、疎外感、不健全な欲求等)と外的なもの(たとえば俗悪な出版物やディスコ等の有害環境、スーパーマーケット等の非行を誘発しやすい環境、不健全な交遊関係、非行を容認する風潮等)に分けることができる。同じく抑止的要因も、内的もの(たとえば耐性、克己心、社会性、自律性等の健全な個性)と外的なもの(たとえば法規制、大人の指導や規制、社会的規制等)に分けることができる。¹⁶⁾

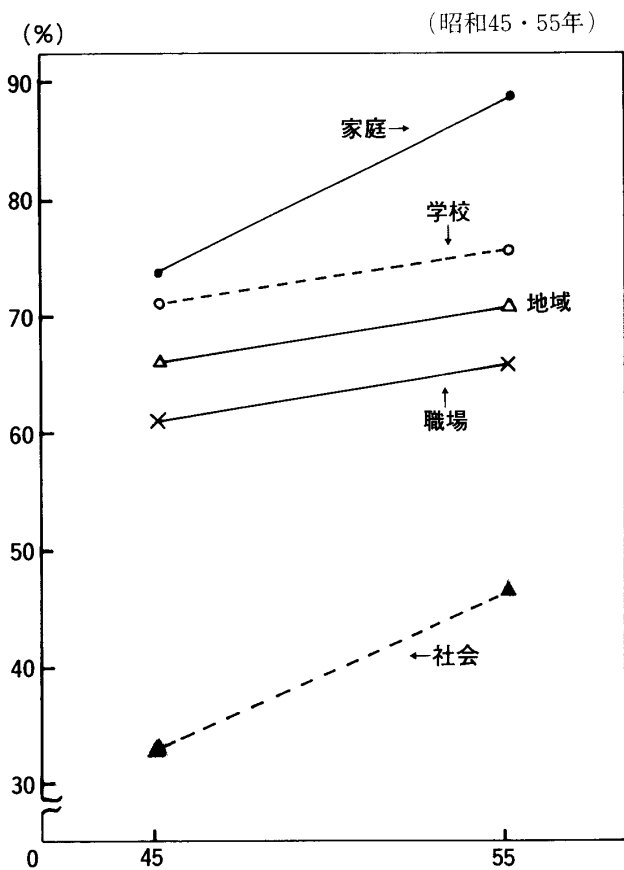
これから、近年の少年非行の増発現象は、それだけ誘発力が強まり抑止力が弱まっていることを意味する。非行の低年齢化、女子非行の増加は、低年齢層ほど女子少年ほどその傾向が強いことを示している。また有職・無職少年の非行が人口比からみると相対的に多く、誘発力と抑止力の不均衡の要因が学校教育だけではないことがわかる。しかも成人の犯罪人口比は年々低下しており、青少年期の犯罪(特に窃盗等)は青少年期特有の一過性のものであるとも言える。また、非行が享楽化・短絡化していること及び非行少年の家庭に過保護や放任が多いことは、特に抑止力の低下が非行要因になっていることを物語っている。そして非行の一般化傾向から、全国的な都市化の風潮の中で風俗・習慣・生活様式・意識構造等が均質化してきており、しかも相対的に教育力(特に抑止力の強化)の低下を招いていることがわかる。

教育はマルクスが弁証法的唯物論によって論証しようとしたように、政治・経済関係の下部構造の上に成り立っており、あくまでも下部構造の方が主導的ではあるが、その相互関係は弁証法的である。したがって、政治や社会の問題を抜きにして教育の問題は語れないし、教育の荒廃は当然政治や社会の荒廃と関わっているはずである。しかし、「子どもたちを社会から切り離して、学校だけで教育できる状態でない以上、教育を駄目にする校外の条件の影響をとり除くことはできない」¹⁷⁾ から、いっそう毅然とした教育が求められる。つまり青少年の健全育成には、政治や社会、教育がそれぞれ自らの役割と責務を全うすることが大切なのである

こうした観点に立って、統計資料を参照しながら非行要因の実態及びその背後関係をみてみよう。

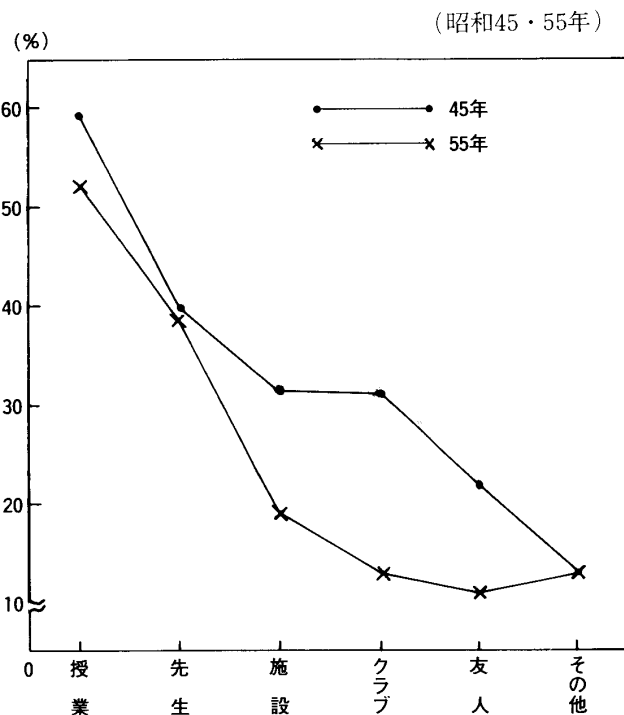
図16は、青少年の家庭・学校・職場・地域・社会への

図16 生活への満足度の推移



資料出所 「青少年白書」昭和56年版より作成

図17 学校への不満の内容



資料出所 「青少年白書」56年版より作成
(注) 複数回答である。

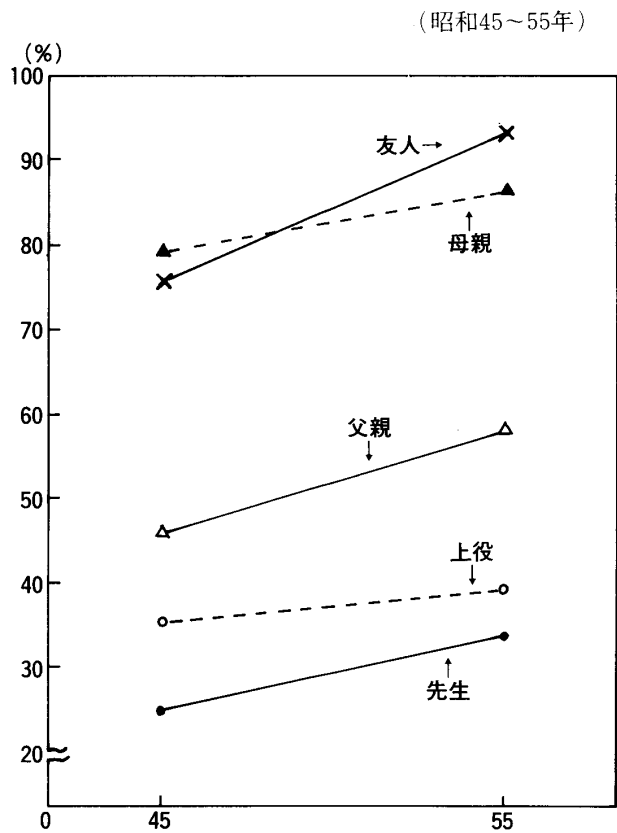
満足度を、昭和45年と55年を対比してみたものである。いずれも満足度は高まっており、満足度の高いものから順に家庭、学校、地域、職場、社会となっている。しかしまだ半数以上の者が社会に不満を持っており、非行の内的誘発要因の第1位は社会への不満にあるといえる。

図17は、学校への不満を内容別に45年と55年を比較したものである。これを見ると、一様に不満率は減少しているものの相変わらず授業や先生への不満が多い。職場への不満をみると、「賃金や待遇がよくない、働く時間や休暇に不満、仕事の内容が自分に合わない」などが上位にあがっている。¹⁸⁾ また社会への不満をみると、「正しいと思うことが通らない、まじめな者がむくわれない、社会のしくみがきまりきっている」などが上位にあがっている。¹⁹⁾

図18は、先生・上役・友人・父親・母親への親近度を、45年と55年を比較してみたものである。いずれも親近度は高まっており、親近度の高いものから順に友人、母親、父親、上役、先生となっている。しかしまだ、親しい上役や先生がいる者は半数以下であり問題を残している。

これらの資料から、全体的に生活への満足感が高まっ

図18 対人関係への親近度の推移



資料出所 「青少年白書」56年版より作成

ているものの本質的な部分で不満を残し、青少年は意識の変革によって満足感を得ていることがわかる。人生観や生活意識の変化をみると、「清く正しく」が昭和28年の28%から55年の8%へと激減し、代って「趣味に合った暮らし」が34%から57%へと大きく増加している。²⁰⁾ また、「生きがいを感じる時」も、友人や仲間という時やスポーツや趣味に打ち込んでいる時が増え、仕事や勉強に打ち込んでいる時は減少している。²¹⁾

彼らは、こうした私的で「ほどほど主義」的な満足感を得るために表7のような悩みや心配事を持っている。これらの悩みや心配事を持っている者は、45年の89.6%から55年の73.5%に減少しているが、それらの多くが勉強や進学、就職のことに集中してきている。

以上から、内的な非行誘発要因は表面的には減少して

表7 悩み、心配事の内容

	昭和45年	昭和55年
勉強や進学のこと	20.5%	29.4%
就職のこと	15.6	18.0
仕事のこと	27.6	15.3
お金のこと	18.5	15.3
性格のこと	21.6	13.0
友人や仲間のこと	18.2	12.2
異性のこと	18.7	12.0
健康のこと	16.7	11.3
家族のこと	20.0	9.7
容姿のこと	5.9	4.4
政治や社会のこと	11.0	4.1

資料出所 「青少年白書」56年版より作成

②複数回答である。

いるが、潜在的に多くの青少年に浸透し、彼らは大人社会に虚無感・無力感をもっており、それらが屈折した形で勉強と結びついていることがわかる。外的な誘発要因が強まってきていることは周知のとおりである。

次に抑止的要因をみってみる。大人から見た近年の青少年の評価は、「甘えが目立つ、忍耐力がない、体力や気力がない、ルールや礼儀を知らない、人に対する思いやりが足りない」等、内的抑止力の不足が指摘されている。²²⁾ また青少年の自己評価でも、「飽きやすい、人を頼りにするほうだ、自分勝手だ」等があがっている。²³⁾

こうした青少年の内的抑止力の衰退の背景には、社会環境や教育が深く関わっている。なぜならば、ロックが

『人間悟性論』の中で述べているように、人間の精神は初め白紙であり、観念や知識は経験によって獲得されたものだからである。ルソーも、「私たちが生まれてきた時にはもっていなかったもの、そして私たちが大きくなった時に必要なもの、そういうものはすべて教育によって私たちに与えられる。この教育は、自然か、人間か、事物かによって私たちに与えられる」²⁴⁾としている。つまり社会風潮全体が利潤追求と物質的快楽に耽溺し、教育も過保護・過干渉や放任の両極端に走りすぎ、結果として耐性や自律性等の抑止力の衰退を招いたのであろう。

今日ほとんどの近代国家では、子どもが家族の中で中心的地位を占め、子育てが家族の重要な機能であることはだれしも疑わない。そこで「親たちは子どもの将来の生活や社会的昇進に対し配慮するのが親の重要な役目と考えるようになる。親たちは子どもに対して少なくとも自分たちよりもよい社会的地位を取得させ、自分たちよりも恵まれた生活を送らせ、自分たちにできなかったことを子どもにさせたいと配慮し、子どもに夢を託し、子どもの進むべき道の選択についてもいろいろ気を配る」²⁵⁾ そうして「理解あるおとなは子どもを理解しようと涙ぐましい努力を重ねるが、子ども自身は必ずといっていいほど、おとなは自分たち子どもを理解していない、おとなは無理解だと不平をいい、おとなを信用しない。……しかし考えてみれば、それも当然である。理解あるおとなは、子どもはおとなの被害者だと自責するだけでなく、子どもを免責し弁護し子どもに謝罪し懺悔しつづけるのだから、子どもは何をやっても一切の罪や責任はおとなにあり、自分には何一つ責められるべき点、反省すべきことはない、と考えるようになる。自分の要求が入れられなければ、それは要求を満足させえない親が不甲斐ないのであり、……学校で落ちこぼれるなら、それは自分の努力が足りなかったからではなく、教師が落ちこぼしたからである。……感謝の気持ち、自省心、自制心、独立心、耐性などを失い、親や社会に依存し甘えながら、おとなや世間を甘く見る人間が出来上がるであろう。……わがままだがひ弱な、自己主張や権利の主張に長じた自分中心主義者が大量に育つことになる」²⁶⁾

このような傾向はすでに一般化しており、直接に非行とは結びつかないまでも、私達の多くはにがにがしく思い且つとまどいを感じている。しかし、よく考えてみると、「大人は、航空機に乗り、窓の開かない特急列車に乗り、あるいは車に乗って仕事の場に直行します。そし

て、子どもたちにだけ、なぜあせ道を歩かないのか、なぜ、野山を駆けめぐらないのか、なぜ、路地裏遊びをしないのか²⁷⁾と問いつめているようなものである。

こうした矛盾が棚上げされたままで、地域社会や家庭での教育の不調は、そのまま学校教育への過大期待や過重負担につながっている。近年の学校では、従来からの教育に加え、地域社会や家庭教育の肩代わりとして、遊び指導やお手伝い指導、しつけ指導まで背負いこんでいる。こうした労働過重にもかかわらず、表8にみられるように、近年、教員の定数増は思うように進んでいない。

そのため、ノイローゼなど精神性疾患で病気休職処分となった公立小・中・高校の先生が昭和57年度1年間で994人(病気休職処分者全体の23%)にもものぼったことが、文部省の調査でわかっている²⁸⁾。この調査を始めた54年度と比べると4年間で50%もの急増ぶりであり、生徒の望む教師像「サークル活動やクラブ活動を通じて生徒と

表8 教員一人当りの児童・生徒・学生数の推移

(昭和37～56年)

	37年	47年	56年
小学校	32.4人	25.4人	25.2人
中学校	29.7	20.8	20.5
高校	23.4	20.0	18.9
大学	15.2	18.9	17.3

資料出所 「青少年白書」より作成

も接触する先生、生徒の家庭や一身上のことも相談にのってくれる先生²⁹⁾に十分に対応できない状況である。

以上から、内的な非行抑止力が相対的に低下していることがわかる。しかしそれは視点を転ずれば、そのまま外的な抑止力の低下をも意味している。これは皮肉にも、社会が豊かになり人々が教育に熱心になってきた所産である。「教育はいつからか、必要だからでなく、可能だから、という理由のもとに現象するようになったのだろうか³⁰⁾という警鐘も鳴らされている。また、ヘルバルトは教育の目的を「おそらくいつか理解し自由に拡大し続けることができる単に可能な目的の領域と、それとは全く別に考えないでいることを決して許さないところの必然の目的の領域³¹⁾」にわけている。私達は改めて誰もが確実に取り組まなければならない教育課題を明らかにする必要がある。福田恆存氏は「最も大事なことは最も

些細なことから始まる。言葉遣いや礼儀作法、長幼の序の如き日常茶飯の躰がそれだ³²⁾と述べている。「躰とは無条件の強制である」から、私達は無条件の強制が反発に結びつかない豊かな人間関係の土壌づくりをすることが大切であろう。

4. おわりに

以上、少年非行を概観してきたが、気付いたことをまとめてみる。

(1)少年非行は全体的にはまだ少数であるが、年々増加してきており、しかも潜在的な非行予備群は相当数にのぼると思われる。(2)誤った教育熱心を廃するためには、改めて教育とは何か、親や教師がどの程度その指導性を出しどの程度つき放すか、が検討されなければならない。(3)「教育は人なり」と言われるように、教育改革には、教員の定数増や父親の家庭復帰、地域住民の教育参加等の方策が盛り込まなければならない。(4)教育改革の検討と並行して政治改革の検討が行なわれなければ、教育改革は功を奏さない。(5)健全な青少年の育成には、教育を含めて広く生活様式全般の見直しが必要である。

本稿は、「教育問題の構造と本質」解明の序論にすぎない。稿を改めて、さらに検討していきたいと思う。

(注)

- 1) 中曾根首相の私的諮問機関「文化と教育に関する懇談会」(座長、井深大ソニー名誉会長)の報告書で、1984年3月22日に提出された。
- 2) 中曾根康弘首相は1983年12月18日の総選挙に向け、遊説先の鹿児島市の記者会見で、「教育改革七つの構想」を発表した。七つの構想の骨子は、①6・3・3制の見直し、②高校入試の多様化・弾力性、③共通一次試験を含む大学入試の改善、④社会奉仕活動、集団宿泊訓練などの重視、⑤地域ぐるみの情操・道徳教育の重視、⑥教育の国際化、⑦教員の資質向上、社会人の教育界への招聘、である。
- 3) W. H. Kilpatrick 'Philosophy of Education', 村山貞雄他訳「教育哲学I」, 明治図書, 1983年, P. 92
- 4) 同上, PP. 99~100を参照
- 5) 稲葉英雄「知育の復権と到達度評価」, 『教育展望』七・八月号, 教育調査研究所, 1984年, P. 42
- 6) 中沢けい「教育荒廃の大合唱の前では冷静で皮肉な

- 目が必要だ], 『朝日ジャーナル』 7月13日号, 朝日新聞社, 1984年, P. 12
- 7) NHK取材班「日本の条件10」, 日本放送出版協会, 1983年, P. 287
- 8) 山下祐志「教育の道標」, 『宇部工業高等専門学校研究報告』第30号, 1984年, P. 119を参照
- 9) 主要刑法犯とは, 刑法犯のうち, 凶悪犯(殺人, 強盗, 放火, 強姦), 粗暴犯(暴行, 傷害, 脅迫, 恐喝), 窃盗犯, 知能犯(詐欺, 横領), 風俗犯(賭博, わいせつ)をいう。
- 10) 総理府青少年対策本部編『青少年白書』56年版, P. 201を参照
- 11) 『青少年白書』57年版, P. 208を参照
- 12) 10)に同じ, P. 202を参照
- 13) 同上
- 14) 10)に同じ, PP. 212~213を参照
- 15) 総理府青少年対策本部編「家庭内暴力に関する調査研究」(1980年)の統計資料を参照
- 16) 11)に同じ, PP. 17~23を参照
- 17) 小林直樹「現代教育の条件」, 有斐閣, 1983年, P. 5
- 18) 10)に同じ, P. 231を参照
- 19) 10)に同じ, P. 243を参照
- 20) 10)に同じ, P. 248を参照
- 21) 同上,
- 22) 11)に同じ, P. 13を参照
- 23) 同上,
- 24) J. J. Rousseau 'Émile ou de l'éducation', 長尾十三三他訳「エミールI」, 明治図書, 1976年, P. 19
- 25) 有地亨「フランスの親子・日本の親子」, 日本放送出版協会, 1982年, P. 47
- 26) 新堀通也「家庭と教育」, 『理想』No 611, 理想社, 1984年, PP. 322~324
- 27) 永田栄一「子どもの遊びとわらべうた」, 『教育』No 435, 国土社, 1984年, P. 91
- 28) 『毎日新聞』, 毎日新聞社, 1983年8月23日付。
- 29) 10)に同じ, P. 229を参照
- 30) 原聡介「近代教育学のもつ子ども疎外の側面について」, 『教育学研究』第46巻第4号, 日本教育学会, 1979年, P. 20
- 31) J. F. Herbart 'Allgemeine Pädagogik aus dem Zweck der Erziehung abgeleitet', 三枝孝弘訳「一般教育学」, 明治図書, 1973年, P. 49
- 32) 福田恆存「教育とは何か」, 玉川大学出版部, 1980年, P. 96

(昭和59年9月7日受理)